

平成24年9月4日

## 疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	水産第2号 新川漁港北防砂堤災害復旧工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>1. 施工第 0-0048 号内訳表 被覆ブロック製作（港湾）6 t について 当社積算では雑材料の対象項目を積算基準及び過去の発注事例より労務費のみとして います、今回の設計では材料費を除く全ての項目が対象になっているのではないかと 思われます。精査をお願い致します。 施工第 0-0047 号内訳表、施工第 0-0049 号内訳表でも同様の扱いになっているので はないかと思われます。 また、47 号においては使用する率も 3 %の所を 13 %になっているのではないでし ょうか。</p> <p>2. 付属工の手摺について 1 式に単価・歩掛算出明細書に記載された金額が 3 式分計上されているのではないで しょうか。精査をお願い致します。</p>	
回 答	
<p>1 . 施工第 0-0047 号内訳表、施工第 0-0048 号内訳表、施工第 0-0049 号内訳表の雑 材料の対象項目は、労務費のみを対象にしています。 また、施工第 0-0047 号内訳表の雑材料率は 3 %で積算しています。</p> <p>2 . 単価・歩掛算出明細書に記載された金額の 1 式分を計上しています。</p>	